



2021年5月14日

各 位

会 社 名 ニッポン高度紙工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 山岡 俊則
(J A S D A Q ・ コ ー ド 3 8 9 1)
問 合 せ 先 経営企画室長 関 雄 介
T E L 0 8 8 (8 9 4) 2 3 2 1

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2021年6月16日開催予定の第91回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

機動的な資本政策および配当政策をはかるため、会社法第459条第1項の規定にもとづき、剰余金の配当等を取締役会決議によりおこなうことが可能となるよう、変更案のとおり定款第45条(剰余金の配当等の決定機関)および第46条(剰余金の配当の基準日)を新設し、あわせて内容が重複する現行定款第6条(自己の株式の取得)、第46条(剰余金の配当)および第47条(中間配当)を削除するものであります。

また、株主総会議事録への記名押印者を議長のみとし、業務の効率化をはかるとともに、条文の新設および削除にともない、条数の変更をおこなうものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

取締役会決議	2021年5月14日(金曜日)
定時株主総会開催予定日	2021年6月16日(水曜日)
定款変更の効力発生日	2021年6月16日(水曜日)

以 上

(別紙) 定款変更の内容

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第6条</u> 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p><u>第7条～第11条</u> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><u>第12条～第16条</u> (条文省略) (議事録)</p> <p><u>第17条</u> 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、<u>議長並びに出席した取締役及び監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p> <p><u>第18条～第44条</u> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p><u>第45条</u> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p><u>第46条</u> 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p> <p>(中間配当)</p> <p><u>第47条</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項の規定による金銭の分配(以下「中間配当」という。)を行うことができる。</u></p> <p><u>第48条</u> (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>第6条～第10条</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><u>第11条～第15条</u> (現行どおり) (議事録)</p> <p><u>第16条</u> 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、<u>議長は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p> <p><u>第17条～第43条</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p><u>第44条</u> (現行どおり) (剰余金の配当等の決定機関)</p> <p><u>第45条</u> 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第46条</u> 当社の期末配当の基準日は、<u>毎年3月31日とする。</u></p> <p><u>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p><u>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>第47条</u> (現行どおり)</p>